

岡松参太郎とローマ法研究

— 『岡松参太郎文書』の手稿からみえてくるもの—

藤野 奈津子

目次

はじめに

一、岡松参太郎とローマ法

- (一) 岡松参太郎とラテン語
- (二) 岡松参太郎とその周辺～明治・大正期のローマ法研究および教授
 - (イ) 東京大学のながれ
 - (1) 開成学校（明治6～7年）・東京開成学校（明治7～10年）
 - (2) 東京大学（明治10～19年）
 - (3) 帝国大学（明治19～30年）・東京帝国大学（明治30年～）
 - (ロ) 京都大学のながれ
 - (1) 京都帝国大学（明治32年～）
 - (2) 春木一郎（京都帝国大学教授：明治34～45年）
 - (ハ) ローマ法研究および教授の特徴

二、『岡松参太郎文書』の手稿

- (一) 構想
 - (イ) 構成図（案）
 - (ロ) 全体像
- (二) 時期
 - (イ) 推定
 - (1) 参考文献から
 - (2) その他の状況から
 - (3) 作成年代
- (三) 内容
 - (イ) 主要なテーマ
 - (ロ) 特徴的な点
 - (ハ) 「ヤメ」（朱書き）について

おわりに

はじめに

明治期のわが国を代表する民法学者のひとりとして、岡松参太郎はよく知られている⁽¹⁾。こうした評価を決定づけたものに、その大部の名著『無過失損害賠償責任論』があることはいうまでもない。本稿が以下において論じようとするのは、まさしくこの岡松参太郎が遺した研究活動の一端についてである。そして、その一端とは、彼が行ったローマ法研究に関連するものである。もっとも、岡松とローマ法との深い関わりについては、彼自身すでに研究活動を代表する本著作を通じて、広くそれへの関心を明かしてくれている⁽²⁾。とくに作品の中心をなすといわれる結果責任を論じた箇所⁽³⁾では顕著に、各国法制の比較および検討を行う際、極めて多くの注釈等で具体的にローマの各法制度への言及があるなど、民法学者としての岡松参太郎が、わが国における民事的諸制度のルーツとして、ローマ法とその学問に大きな興味・関心を抱き、事実深い見識を備えていたことは容易にうかがわれる⁽⁴⁾。

こうしたなかで、しかし、本稿が示そうとするものは、岡松参太郎とローマ法とをつなぐもうひとつの線、われわれが知る以上に岡松はこの法学問により深く踏み込んでいたのではないかということである⁽⁵⁾。というのも、岡松のとくに晩年における研究の拡がりには、こうしてよく知られたローマの民事法ばかりでなく、公法とりわけローマ刑事法研究という、岡松以前にはおよそわが国で試みられることのなかった、まったく新たな領域

(1) 清水誠「続・市民法の目21 市民法学者・岡松参太郎のこと」『法律時報』73巻2号、84-87頁（2001年）他。岡松参太郎に関する現在の研究の状況については、『岡松参太郎の学問と政策提言に関する研究（課題番号12420003）—平成12年度～14年度科学研究費補助金（基盤研究(B)(2)）研究成果報告書』（成文堂、2003年）、とくに13-42頁を参照。

(2) 岡松参太郎『無過失損害賠償責任論』（有斐閣、1916年）序文によれば、「文明ノ發達及ビ技術ノ進歩ハ日ニ月ニ新ナル危険ヲ社会ニ輸入シ事ニ類リニ災厄人生ニ撒布ス、羅法行ハレテ千幾百有餘年善良ナル家父ヲ標準トスル注意ノ喚起ハ以テ四圍ノ危難ヲ防キテ餘アリ従テ過失ヲ根據トスル賠償ノ責任ハ日常ノ損害ヲ救フニ足りタリ、然ルニ方今鬼神ヲ役スルノ企業起リ天工ヲ奪フノ設備成リ、地ニ自動車ノ奔馳スルアリ空ニ飛行機ノ翱翔スルアルニ至リテハ、善良ナル家父ノ注意ハ險ヲ豫防スルノ功ナク過失ヲ基礎トスル賠償ハ損害ヲ救済スルノ實ナシ、於此カ結果責任論起ル…。翻テ我法制井ニ學界ノ實状ヲ以テ外國ノ形勢ニ比スルニ頗遜色アリ徑庭アルカ如シ、由来佛法ハ羅法ノ浸染ヲ受クルコト獨法ノ如ク深厚ナラス其規定ハ日耳曼的遺習ヲ傳フルモノ少ナカラス賠償責任ニ於テ殊ニ然リトス、我民法ハ債務違反ノ責任ニ付テハ佛法ニ倣ヒ必シモ過失ヲ以テ責任ノ要件トスルコトナシ、反此不法行為ノ責任ニ於テハ却テ羅法ノ過失主義ヲ根據トスル獨法ニ學ヒ佛法ニ従ハス、而シテ民法カ不法行為ニ關シ明白ニ過失主義ヲ標榜スルヤ、學者或ハ又之ヲ債務違反ニ推及シ明文ノ規定ナキニ漫ニ過失ヲ附會シ終ニ佛法ノ遺物トシテ僅ニ存スル無過失責任ヲモ我法典ヨリ驅逐セントス、…」(傍点筆者)とあり、ローマ法を出発点とする過失責任主義という理解とその修正の必要性、すなわち結果責任について論じようとする同書の目的はここに明確に述べられる。岡松の本著作に関しては、浦川道太郎『「無過失損害賠償責任論」岡松参太郎著（1916年刊）—有斐閣20世紀の50選—』『書齋の窓』499号、5頁（2001年）を参照。

(3) とくに『無過失損害賠償責任論』第二章、第二節など。

(4) 我妻栄によれば、当該箇所は岡松の提示した見解の賛否はともかく、まさに「本書の半分以上を占め」「民法の解釈論としても重要な意義を有する」「比類のない精緻な論述」として、本書を批判的にみる「人々にとっても、民法学の解釋論として重要な意義を認めねばならないもの」と評されている。我妻栄「岡松博士『無過失損害賠償』に續くべきもの」『法学協会雑誌』4巻17号、296頁（1953年）(同じく、岡松参太郎『無過失損害賠償責任論』、複版・序文、4頁(有斐閣、1953年))。

が含まれていた可能性が出てきている。本稿は、このほど『岡松参太郎文書』として新たに公開された岡松の手稿をもとに、彼のローマ法研究におけるもうひとつの側面を明らかにしていこうとするものである。

はじめに、まずは若干の資料に関する説明をしておきたいと思う。本稿において取り上げる資料は、岡松参太郎自身による手書きの未整理原稿が中心となっている。それらは、平成11年（1999年）に、早稲田大学図書館へ寄贈された岡松参太郎の旧蔵図書および文書資料より成る『岡松参太郎文書』（以下、『岡松文書』）の一部である。この『岡松文書』に関しては、すでに「マイクロフィルム版（早稲田大学図書館所蔵）岡松参太郎文書」と、およびその『目録』が整備されており⁽⁶⁾、『目録』によれば、資料総数は、図書にして7,000冊、文書資料は整理後の点数にして8,000点を超える膨大なものであるという⁽⁷⁾。これらのなかには岡松参太郎の父、岡松甕谷関連のものも含まれてはいるが、しかし、文書資料の実に多くの部分は参太郎自身にかかわり、内容も極めて多岐にわたっていることが確認された⁽⁸⁾。これらの資料については、すでに行われた上記作業により、アルファベット順に「A」から「N」までの分類記号が付されて14項目に整理されている。そのうちここでは、「L」と記号を付された「原稿・論文」関係の資料2,358点のなかから、岡松未整理分にあたる「L-2」分類に属する1,881点を取り出し、そこからさらにアルファベット小文字「c」として内容的に一括されている「比較法制史関係」の311点について重点的に扱っていくこととなる⁽⁹⁾。ただし、この311点も内容的には大きく2分されうること注意到しておきたい。すなわち、ローマ法そのものを扱ったと思われる部分と、ゲルマン人

- (5) 岡松が国際私法も含め、民事法のみをもっぱら研究の対象としていたのではなく、法の全領域に幅広い関心をもったことは、彼が刑法改正に関して問題提起した『刑法の私法観』（有斐閣、1901年）などからもすでに指摘されている。したがって、本稿はこれらとは別に、とくにローマ法との関連において新たな面を見出そうとするものである。
- (6) 「マイクロフィルム版（早稲田大学図書館所蔵）岡松参太郎文書」（雄松堂、2008年）〔マイクロフィルム：122リール〕；早稲田大学図書館・早稲田大学東アジア研究所編『早稲田大学図書館所蔵 岡松参太郎文書目録』（雄松堂、2008年）。以下、本稿ではこれを『目録』と呼び、本文および注に資料として挙げるものは文書番号（分類番号）等すべて本『目録』によるものとし、フィルム番号（リール番号R- 個別資料のコマ番号/総コマ数）と合わせて表示している。これらの「凡例」の詳細については、『目録』、xliv-xlvii頁を参照のこと。尚、本稿では画像資料は直接掲載せず、資料等原本についてはフィルム版（および『目録』）を通じて参照するものとした。
- (7) 『目録』によれば、総点数8,579点。
- (8) これに関しては、『目録』の解説（viii-xxi頁）を参照。
- (9) 『目録』、550-584頁を参照。模式図としては以下のとおり。



これらに加えて、本稿では「L-2-a」と分類される「民法関係」から2点（L73-13;14）も検討対象に含めた。したがって、厳密には資料数313点となる。

の移動以降の西洋法制史，とくにフランク族とフランク王国を中心とした西欧中世に関連する原稿とにこれらは大別できる。したがって，本稿においては，分類「L-2-c」の311点を中心に据えながらも，そこからとくにローマ法に関係すると判断した約60点あまり，枚数にして約1,000枚の原稿に詳細な検討を加えていくものとする⁽¹⁰⁾。そして重要なことは，すでに指摘のとおり，これらの手稿には従来われわれに明かされてこなかった岡松の新たな姿を示すものが見受けられる点である。すなわち，ローマの国家制度や，とりわけ刑事裁判制度に関して彼が記述したもののと思われる原稿が，ここに相当数含まれているものと考えられるのである。

そこで，そもそもなぜ岡松はこうしたいいわゆるローマ公法の領域にかかる原稿をわれわれに遺すこととなったのであろうか。その動機はいったい何なのか。さらに加えて，これらの原稿はなぜこれまで公にされず，岡松自身も果たしてそれを意図しなかったものであろうか。明治から大正期にかけ，わが国有数の民法学者として学界をリードし，その後も評価をされ続けてきた岡松であるからこそ，こうした疑問はわれわれの興味をより強く引きつける。本稿はこのような問題関心から，岡松参太郎をめぐって，当時のわが国におけるローマ法学，その教育や研究の現状を確かめつつ，岡松がそうした背景・事情のもとで，これらの原稿を作成した真の意図と，そこから明らかになってくる彼の研究者としての新たな側面に光を当てていくことを論述の目的としたい。

一、岡松参太郎とローマ法

(一) 岡松参太郎とラテン語

岡松参太郎とローマ法との関係を考えるに際し，すでに述べたように，彼がローマ法およびその学問に極めて深い関心を抱いていた事実は明らかである。またそのための素養として，彼のラテン語能力の高さに関しても少し触れてみたいと思う。この点，斬馬劍禪という人物による『東西両京の大学』⁽¹¹⁾によれば，まさに「彼の語学に対する奇才はまた

(10) ローマ法に直接的に関係するものとして，点数で60点，原稿用紙にして約1,020枚を判別した。ただし，これらのなかには後掲注(5)および(6)でも述べるように「世界法」に関連するものを含めて計算している（「世界法」に関しては，現在，内容の詳細な検討までは完全に済んでおらず，したがって，この部分については若干資料点数の増える可能性もある）。ここで，今回，資料として使用した原稿状況に関していえば，それらはおそらく岡松自身(?)によってであろうか，数枚の原稿用紙をクリップでひとつに留めまとめたかたちのものが多かった。ただし，こうして留められた数枚の原稿用紙の束は，多くの場合関連する内容でまとめられているものの，中には内容が一貫するとは限らず，大きく異なるテーマの用紙が混在するケースもあった。尚，『目録』に「1点」としてまとめられた資料であっても，含まれる原稿枚数は一定しておらず，1枚だけというものもあれば，数十枚に及ぶものもある。さらに，岡松自身，いったん書いた原稿に墨を加えて文章を削除したり，あるいは欄外等にさらなる加筆をするなど，その考察や推敲のあとを生々しくうかがわせた（例えば，マイクロフィルム版『岡松参太郎文書』R-94(0789-0794/0992):L221などを参照）。このことは，しかし，判読作業をより困難なものとしたように思う。ここで，本稿で取り上げる原稿等の資料については，藤野裕子氏（現 早稲田大学文学学術院助教）および伊藤久智氏（現 早稲田大学大学院文学研究科博士後期課程）をはじめとする方々によって翻刻の作業をしていただいたこと，これによって専門外の私が検討の機会を得る手助けをして下さった多くの方々に対し心からの謝辞を述べたい。本稿作成に際しては，原本とあわせそれらを基本資料として利用している。

頗る驚くべきものあり。彼の英独の二語に精通せる、仏以の両語また用いべくして、ラテンは到底梅の敵にあらざるも、少くも穂積に超えたる」と評されている。岡松は、彼に前後してヨーロッパ（とくにドイツ）へ留学した多くの学者たちに比較しても、とくに語学の能力には優れたものがあり、英・独・仏・伊の各言語をこなすのみならず、ラテン語についても相当の力を備えていたものと推測される⁽¹²⁾。当時の新聞が伝えるこうした記事については、その信ぴょう性に多少の疑問が残るにせよ⁽¹³⁾、岡松がラテン語習得のために訓練を重ねたこと自体は、当該『岡松文書』にある資料からも示すことができる。資料中に残された彼のラテン語練習帳3点は⁽¹⁴⁾、明治30年（1897）からほぼ翌年にかけての岡松のラテン語にかける熱心な学習ぶりを明かにしている⁽¹⁵⁾。岡松はこのようにして、かなり早い段階からやがて本格的にローマ法学問へとアプローチしていくための素養を培っていたこととなるだろう。

（二）岡松参太郎とその周辺～明治・大正期のローマ法研究および教授

（イ）東京大学のながれ

（1）開成学校（明治6～7年）・東京開成学校（明治7～10年）

はじめのところでも述べたように、岡松参太郎はローマ法に強い関心を寄せており、かつこれを研究するための準備も着実に進めていたことになるが、果たして、そのきっかけはどのようなものだったのであろう。続いて、岡松の周辺についての検証をしてみたいと思う。すなわち、岡松参太郎はいったいどのような仕方で最初にローマ法の学問に触れ、またその後はどのような関係をこれに対してもち続けたのであろうか。当時、岡松を取り巻いていた状況を確認するため、ここではまず明治から大正期にかけてのわが国におけるローマ法教育および研究の概要について、本稿の考察に必要な限りで振り返ることから始めたい⁽¹⁶⁾。

わが国においてローマ法が初めて講義されたのは、江戸時代の「開成所」から発展した

(11) 斬馬剣禅『東西両京の大学—東京帝大と京都帝大—』（講談社学術文庫、1988年 *鳥海安治編『東西両京の大学』（法科之部・斬馬剣禅）（1904年）を復刻）。この著者、斬馬剣禅は、明治36年（2月～8月）にかけて読売新聞におそらくペンネームによって記事をよせ、その反響も非常に大きかったといわれる。この当時の法科大学について内情にも詳しいことから、彼の本名については一般に「五来欣造」と推定されているようである。斬馬については、末川博、『彼の歩んだ道』、169頁（岩波新書、1965年）などを参照。

(12) 斬馬、前掲書、52-81頁。

(13) 斬馬のこの書と岡松に関しては、浦川道太郎「岡松参太郎と民法教育—試験問題を通して窺われる民法教育—」、前掲『岡松参太郎の学問と政策提言に関する研究』、27頁を参照。

(14) 『目録』、469-471頁、R-69(0140-0180/0658):K59（ラテン語練習ノート）；R-69(0288-0303/0658):K63（ラテン語練習ノート）；R-69(0645-0658/0658):K74（ラテン語練習ノート）

(15) ノートは付された年代からしてドイツ留学時代のものとみられ、“Aufgabe”（練習問題）とあることから、おそらくはドイツで出版されていたラテン語学習用教材を利用したものと推測できる。また、これらのノートに記された日付からすると、彼がおおよそ1週間か2週間おきに、またおそらく講義等が休みの期間は毎日のように数単元ずつ休みなく学習を進めていた熱心な様子がかがわれる。尚、斬馬、前掲書、58頁によれば、岡松の語学力に関してはまた、「これ実に奇才中の奇才にあらずして何ぞや。この犀利明敏の頭脳と、絶大の記憶力」としても高く評されている。

「開成學校」が名称を「東京開成學校」と改めた明治7年(1874)のこととされる。ローマ法は、「羅馬法律」という講座名で登場し、本科2年中級および3年上級に設置されたことが資料から確認できる⁽¹⁷⁾。また、当初からこの講座は必修として置かれており、講座担当者は明治7年に来日したイギリス人グリーグスビーという人物であった。彼は、予科生のためのラテン語講座も担当しており、そこではユースティニアヌス帝の法典中にある『法学提要』の原文(ラテン語)が教材として利用されていたと伝わる。しかしながら、授業そのものはすべて英語で行われたようで、彼がイギリス人であったことから、講義内容としては、ローマ法を直接扱うというより、むしろイギリス法との比較に重点が置かれたものと推測されている⁽¹⁸⁾。

(2) 東京大学(明治10~19年)

続く明治10年、東京開成学校は東京医学校と併合して「東京大學」となるが、その後、明治14年にかけての時期は、一転してローマ法がカリキュラムから消滅する⁽¹⁹⁾。さらに、理由は不明ながら、明治15年にはふたたびローマ法講義が突如として復活を果たしている⁽²⁰⁾。しかし、このときの担当者もやはり外国人で、アメリカより来日したテリーとい

(16) 以下に挙げられた内容については、主として矢田一夫「明治時代のローマ法教育(一)(二)」『法学新報』44巻3号、83-102頁(1934年)；44巻4号、97-114頁(1934年)、原田慶吉「我が国に於ける外国法史学の発達」『東京帝国大学学術大鑑(法学部・経済学部)』294-307頁(1942年)、佐藤篤士「日本におけるローマ法学の役割」『早稲田法学』40巻1号、53-99頁(1965年)（「日本におけるローマ法学の発達—日本におけるローマ法研究の歩みにたいする一反省—」(改題)、『古代ローマ法の研究』1-46頁(敬文堂、1975年)として採録*ただし加筆・修正等があるため、本稿において引用する場合、初出論文のほうを原則としている)によりながら、適宜『東京帝国大学一覽』(第一~第十二冊)(1897~1943年)、『帝国大学一覽』より改題)、『東京帝国大学五十年史』上巻(1932年)、『京都帝国大学史』(1943年)、『東京大学百年史』(1986年)、『京都大学百年史』(1997年)等を参照した。尚、文中での表記に関しては、混乱を避けるため、直接の引用部分(主として「」内)を除き、本稿では原則として旧字体等はいないこととした。

(17) 『東京帝国大学五十年史』、299頁によれば、科目配置は次のようになっている。

「本科課程 法学

第一年 下級

列國交際法〔平時交際法〕 英國法律〔大意 憲法及刑法〕 憲法史記 心理學及論文 拉丁語

第二年 中級

列國交際法〔戰時交際法〕 英國法律〔慣用法 結約法衡平法及其主旨〕 羅馬法律 政學 修身學及論文
法蘭西語

第三年 上級

列國交際法〔交際私法〕 英國法律〔私犯法 海上法及法律要旨〕 羅馬法律 法國法律〔那命拿法律要旨〕
比較法論 證據法及理説]

(18) このような推定は後掲注(2)に挙げたテリーの発言からも可能である。大陸法の中心であるローマ法がこの時期、あくまでも英米法を軸にその補論として講義展開されていたことは、当時のわが国の法学問のあり方について考える上でも興味深い。

(19) この動きについて、佐藤、前掲論文、57-58頁によれば、東京大学の初代大学総理加藤弘之の国粹主義的傾向の反映として説明されている。加藤のこうした傾向については、後掲注(30)で関連して述べるところを参照。

(20) 『東京帝国大学五十年史』、449-614頁にある「教授受持學科表」によれば、「第一年 信夫 燦(漢文学) コックス(英文法) 田中稻城(和文学) 今村有隣(法蘭西語) 千頭 徳馬(論理学) 井上 哲次郎(史学) 穂積 陳重(法学通論) テリー(羅馬法律) 神田乃武(英文学)」とある。

う人物が教授した。テリーもローマ法そのものの必要性というよりは、その申上するところからもうかがわれるように、「英國法律上必要ナル關係アリセハ」教授されるべきと考えたようであり⁽²¹⁾、学科細目でも述べられているように、ローマ法はこの段階に至ってもなお依然として、それ自体の価値というより、イギリス法やフランス法を学ぶための基礎として位置づけられ、評価されたものと考えられる⁽²²⁾。

(3) 帝国大学 (明治19～30年)・東京⁽²³⁾帝国大学 (明治30年～)

明治19年、帝国大学令により「東京大學」は「帝國大學」となり、法学部は法科大学となって、さらに翌年20年には、イギリス法・フランス法・ドイツ法の3部制が採用されることとなった。この間ローマ法の講義は、19年当初、穂積陳重が担当して必修となっている⁽²⁴⁾。『東京帝国大学五十年史』によれば、1年次にあって週3回というのが講義の基本であり、20年には来日したドイツ人ワイペルトが担当、また21年には岡崎三郎が担当者となって徐々に講義としての内容も安定していったようである⁽²⁵⁾。このときの穂積について、のちに原田慶吉の評するところによれば、「当時の最高水準の羅馬法学者であった」といわれ、極めてよくローマ法を講じたものと考えられている。

ところで、これらの人々に続いて明治23年より帝国大学のローマ法講座を担当したのが宮崎道三郎であった⁽²⁶⁾。宮崎は、ローマ法、ゲルマン法さらにカノン法までを含む広範な研究内容をおさめるため、明治17年から21年にかけての4年間をドイツ留学に充てた。この間に彼はヴィントシャイトやイエリング等の錚々たる学者の講義を経験したといわれ⁽²⁷⁾、

(21) 『東京大学年報』、65-66頁によると、テリーは以下のように述べる。「從來法學通論ノ講義ハ第二年級ニ授ケンモノ唯一課ナリシカ之ヲ増設シテ三課ト爲スニ至レリ而シテ穂積教授ハ法學通論ヲ余ハ羅馬法律ヲ第一年級ニ講授シ且ツ余ハ別ニ英國古代法律ヲ第二年級ニ講授セリ羅馬法律ノ講義ハサングル氏ノ翻譯ニ係ルジヤスチニヤン法典ヲ用テ教科書と爲シ人事編ノ大意ヲ普通一般ノ方法ニ依リテ授ケタリ特ニ學生ヲシテ大ニ注意ヲ喚起セシメシハ無形物及ヒ義務ノ條目トス蓋シ英國法律上必要ナル關係アリセハナリ…」(傍点筆者)。

(22) 『東京大学一覽 (明治15年・16年)』の学科細目によると、「第四章 教科細目〔羅馬法〕 羅馬法ハ法學第一年及第二年ノ兩期間ニ之カ大意ヲ教ヘ以テ後來英佛兩國ノ法律ヲ學ブノ豫修トナスモノトス」とある。

(23) 後述のように、明治30年の勅令(第208号)により京都に帝国大学が設立されたことによって、「東京」帝国大学と改称される。

(24) 明治19年度「法律学第一科(第二科) 第二年 羅馬法 一年間毎週三時 羅馬法 法理学 パリストル・アト・ロー (ミッドル・テンプル) 穂積陳重 東京」穂積とローマ法、とくに法系論に関しては、石部雅亮「穂積陳重と比較法学」『比較法学の課題と展望 大木雅夫先生古希記念』、107-135頁、(信山社、2002年)などを参照。

(25) 『東京帝国大学五十年史』、1117-1148頁によれば以下の通り。

「法律学科

英吉利部	第二年	羅馬法	一年間毎週三時
佛蘭西部	第二年	羅馬法	一年間毎週三時
獨逸部	第一年	羅馬法	一年間毎週六時
	第二年	羅馬法演習	一年間毎週三時

⋮

羅馬法、法理学	パリストル・アト・ロー (ミッドル・テンプル)	穂積陳重
獨逸法學、羅馬法	ドクトルユーリス (イエナ大学) パリストル・アト・ロー (カツセル) ハインリヒ・ワイペルト	

その意味で当時最先端のヨーロッパの法学を学んで帰国したこととなる。その後は帰朝に合わせ、明治23年より帝国大学教授となって、ローマ法の講義を担当した。こうして、「帝國大學」、そして明治30年より「東京帝國大學」となった現在の東京大学において、ローマ法講座⁽²⁶⁾は、やがてこの宮崎から戸水寛人へ、さらに45年以降は京都帝国大学より迎えた春木一郎へと受け継がれ、内容的にも深化しつつ広められていくこととなるのである⁽²⁹⁾。

以上、東京大学におけるローマ法教育について概観したところで、それではいったい岡松自身が体験したローマ法とはいかなるものであったろうか。これについて、岡松とローマ法学の最初の接触は、上述の宮崎道三郎による「羅馬法律」の講義に他ならない。後掲の年譜資料（【図表 I】）を見ると、岡松参太郎は明治24年、帝国大学法科大学英法科に入学をしている⁽³⁰⁾。当時ローマ法は、英法科において1年次の必修であったことから、この年にローマ法講義を担当していたのは宮崎道三郎ということになる。すると、岡松は、わが国のローマ法講義がようやく外国人による英米法中心のものから離れ、それを一応の専門として海外に留学した日本人教官の手によって、自身の経験などを反映させつつ独自の講義が始められた、ちょうどそのような変化の時期に初めてこの分野に触れたということになる。

そこで、では、この講義においていったい岡松は具体的にどういった中身を学んだのであろうか。今、われわれは岡松自身の講義ノートからその点をうかがい知ることができる⁽³¹⁾。資料のノートに従って宮崎道三郎が当時行ったろう講義内容を推測すると、特徴的なのは、宮崎のローマ法がローマの歴史やローマ法史（たとえば、共和政期の具体的な法律ひとつひとつ）にもかなりの時間を割いたと考えられる点である。こうした歴史的な

(26) 矢田、前掲論文（一）、96頁によれば、以下のように説明される。

「明治二十三年度 第一年 羅馬法 一年間毎週三時

明治二十四年度 第一年 羅馬法 一年間毎週四時（？）

明治二十三年度 教授 法制沿革、羅馬法 法學士 宮崎道三郎 三重

明治二十四年度 教授 法制沿革、羅馬法、独逸法律史 法學博士法學士 宮崎道三郎 三重」

(27) 宮崎は留学中、ハイデルベルク、ライプチヒ、ゲッティンゲンの各大学で学んだとされる。現段階で明らかになっている宮崎の経歴等については、中田薫（編）「宮崎道三郎先生小傳」『宮崎先生法制史論集』、1頁（岩波書店、1929年）を参照。さらに、原田、前掲論文、26頁でも若干述べられている。

(28) 明治26年より講座制が採用される。講座制の導入については、『東京大学五十年史』974-1002頁を資料として、また寺崎昌男「『講座制』の歴史的研究序説—日本の場合—（1）（2）」『大学論集』第1集、1-10頁（1973年）；第2集、77-88頁（1974年）他を参照。

(29) この時期の私立大学におけるローマ法講義については、佐藤、前掲論文、59頁。尚、私立学校においては代弁士養成機関としての性質上、カリキュラム上は必修としながらも外国法は全般的にそれほど熱心に行われなかったものと推測されている。このことは、「東京府下設置私立法律学校特別監督条規」（明治19年文部省令第3号）にある「第二条第二項 法律中帝國ニ於テ制定領有アリタルモノハ主トシテ之ヲ教授シ外国法ハ傍ラ之ヲ対称スヘキモノ」からも明らかとなる。また、当時早稲田大学で教鞭を執った中村進午によれば、「私は…専門學校へ来たのですが、其時には同年に卒業した岡松参太郎、春木一郎なども専門學校の先生になった。…それで、来て見ると私の同級の春木一郎という人、この人は当時控訴院長であったか検事長であったかの春木義彰さんの息子で、東京帝大で教授をせられて羅馬法の大家であります、それが、専門學校の生徒は不埒至極だ、おれたちが来て講義をしてやっているのに反対をするそうだが、そんな不埒な者共に教えてやらぬと云って講義をしなかったことを覚えて居ります」とあって、講義の様子が伝わる。『早稲田大学 法科回顧録』、14-15頁（1939年）。また、当時の民間専門學校（帝大以外）におけるローマ法教育一般については、矢田、前掲論文（二）、97-114頁において各大学別に述べられている。

説明をカリキュラム前半で行った上で、その後ようやくローマ私法へと内容を進めていっている。このことは、宮崎自身が一貫して法制史の研究者であり、のちにローマ法そのものから離れて、比較法制史、さらに日本法制史へと関心を移していったこととも関係があるろうかと思われるが⁽³²⁾、しかし、いずれにせよ、岡松が初めて接したローマ法がその歴史や社会制度までを含み、かなり広範囲を扱う内容であったとすれば、この点は興味深いのではないか。というのも、これは、後述するように、やがてローマ法の講義として一般化していく、パンデクテン式の私法を重点的に扱うものとは多少とも異なる内容であったことが理解されるからである。

(ロ) 京都大学のながれ

(1) 京都帝国大学 (明治32年～)

次に、岡松がその設立当初から極めて強く関わった⁽³³⁾京都大学の状況はどのような様子であったろうか。『京都大学百年史』によれば、京都帝国大学は、明治30年9月、まず理工科大学の開設から始められ、続いて32年の勅令(第331号第2条)によって、法科大学および医科大学が創設された⁽³⁴⁾。同時に、この勅令は法科大学における講座の種類にも言及しており、ローマ法はこの段階から1つの講座として確立されていたことがわかる⁽³⁵⁾。すでにこれより先、明治31年には民法の全編も施行されており、ドイツ法の影響

(30) 岡松参太郎の年譜については、基本的に前掲の『岡松参太郎の学問と政策提言に関する研究』、324頁を基に作成している。それによれば、岡松は「帝国大学法科大学英法科に入学」とあり、本稿の年表でもこれに倣った記載をしている。ただし、『東京帝国大学五十年史』、1129頁によれば、23年の学課程改正によって従来の「三部制」(それぞれが先行する「英吉利部」・「佛蘭西部」・「獨逸部」に対応する)が廃止され、統一した「法律学科」となったうえで、各部は「参考科」とされたようであるから、岡松は入学に際して、このうちの「参考科」・「第一部」(イギリス法)に所属したことになろうかと思う。岡松の年譜に関しては、他に、福島純子「岡松参太郎年譜・著作目録」『立命館百年史紀要』8巻、163-205頁(2003年)をあわせて参照した(福島論文は岡松の年表作成に際し、彼自身の手による「岡松参太郎自筆履歴書」(立命館百年史編纂室所蔵資料)を参照しているが、これによれば単に「帝国大学法科大学入学」となっている)。尚、同じ『東京帝国大学五十年史』、1129頁によれば、この学課程改正に伴い、帝国大学法科大学における法学教育は、大きく日本法を中心に据えて組みかえられることとなり、外国法はこの段階からより扱いを狭めたとされている。同書の叙述は、内容から推測して、明治24年(7月11日付)『官報』にある「加藤帝國大學總長演説」に関連したものと思われるが、こうした加藤の思想的傾向等については前掲注(19)も参照。そのようななかにあって、ローマ法は依然として法律学科必修の位置を失わなかったわけだが、理由については本文(ハ)で推測する。

(31) 『目録』、461頁、R-58(0427-0561/0561):K6(Roman Law By Dr. Miyazaki No.1 1-5)より。現段階ではこれを内容についてまで深く検討するに至っていないが、当該資料(講義ノート)から宮崎道三郎の講義内容を再構成することができれば、明治期のわが国におけるローマ法学の初期教授のあり方について明らかにしていく一助となるものであり、今後の課題として取り組んでいく予定である。

(32) 宮崎道三郎については、斬馬、前掲書の192-205頁がさまざまなエピソードを伝えるほか、その業績については前掲注(27)に挙げた『宮崎先生法制史論集』を参照。宮崎についてはこのように経歴および業績について残されているものの、これまでその講義ノートなどは、散見する限り明らかにされていない。したがって、彼の講義内容が推測できる岡松自筆の当該講義ノートは、前掲注(30)で述べる意義とあわせて、宮崎研究の資料としてもその価値が高いものと考えられる。

(33) 岡松と京都帝国大学の関係については、『京都大学七十年史』、1315頁にあるほか、斬馬、前掲書、63-64頁など。また前掲、『岡松参太郎の学問と政策提言に関する研究』、14-42頁を参照。

(34) 『京都大学百年史 部局編』、242頁以下を参照。

がいよいよ大きく出始める時期にあつて、京都帝国大学法科大学は創設されたともいえるだろう⁽³⁶⁾。そして、このことは、当然ながらその後のローマ法講義の内容に少なからず影響を及ぼしたものと考えられるのである。

ところで、この京都帝国大学法科大学の初のローマ法講座担当教授として、またのちには東京帝国大学へと場を移しながら、わが国初のローマ法学者として活躍することになるのが春木一郎である。春木は当初の留学予定期間を延長し、4年近くをドイツにおいて過ごすとともに、ここで専門的なローマ法の学究を行ったという⁽³⁷⁾。こうして、春木は日本初のローマ法専門の教授となったものであり、この春木に関して、原田慶吉による評価は、まさに「羅馬法研究の新機軸が同教授に起こり、同教授によって我が国羅馬法学の基礎が築かれた」という。そうして、「同教授が初めて羅馬法を専門として海外に学び、同教授によって羅馬法の原典に遡る本格的研究が為され始めた」のであり、したがって、「わが国羅馬法学の発達は、春木教授を新たな出発点とすると謂ふも差支えない」と評される人物である⁽³⁸⁾。

では、この春木一郎と岡松との関係とはどのようなものだったのか、岡松の周辺にあったローマ法学の状況を検証する最後に、この両者の関係をまとめておきたいと思う。両者はやがて長きにわたり京都帝国大学の同僚として過ごし、また同時に創成期の京都帝大を代表する学者としてともに活躍していくことになるのである。

(35) 『京都帝国大学史』、203-208頁。

(36) 京都帝国大学のローマ法講義は、明治32年に千賀鶴太郎により開始され、帰国を待って春木一郎が引き継いだ。その後、春木の東京大学への転出に伴い、ふたたび45年より千賀が担当する。千賀鶴太郎による講義の内容等については、後掲注(46)を参照。

(37) 『春木一郎先生還暦祝賀論文集』によれば、明治34年より「羅馬法研究ノ為メ滿三年獨逸國留學ヲ命セ」られたとある。『京都帝国大学史』、204頁はまた、春木について「本邦に於ける羅馬法學の、眞の意味に於ける、開拓であつた」としている。

(38) 原田慶吉「我が国に於ける外国法史學の発達」『東京帝国大学學術大鑑』（私立玉川用賀村中央図書館『原田慶吉電子文庫』<http://home.q02.itscom.net/tosyokan/index.htm>でも閲覧が可能）、3頁（1942年）。

【図表 I】

岡松参太郎・春木一郎 年譜					
年号	年(月/日)	西暦	岡松参太郎 (1871~1921)	春木一郎 (1870~1944)	備考
明治	3 (7/28)	1870		京都に生まれる	(のち) 春木義彰の養子となる
	4 (8/9)	1871	熊本に生まれる		
	19	1886	第一高等学校に入学		
	24 (7)	1891		第一高等中学校英法科を卒業	
	24 (9)	1891	帝国大学法科大学(英法科)に入学	帝国大学法科大学(英法科)に入学	
	27 (7)	1894	帝国大学法科大学法律学科を卒業	帝国大学法科大学法律学科を卒業	両者の同期に中村進午ほか
	27 (7)	1894	帝国大学大学院に入学	帝国大学大学院に入学	
	29 (4)	1896	欧州へ留学(ドイツ・フランス・イタリア): 予定期間3年		
	30 (7)	1897		ドイツへ留学: 予定期間3年	
	32 (8)	1899	帰国 → 京都帝国大学法科大学教授(民法)		
	32 (12)	1900	台湾旧慣調査を囑託		
	34 (2)	1901		帰国 → 京都帝国大学法科大学教授(ローマ法)	留学期間の延長
	34 (6)	1901	法学博士	法学博士	
	34 (12)	1901	臨時台湾旧慣調査会委員(第一部長) となる		
	39	1906	清国・韓国へ派遣される		
	40 (7)	1907	南満州鉄道株式会社理事に就任		
	41	1908	帝国学士院 会員		
	43	1910		東京帝国大学法科大学講師を囑託	
	45 (6)	1912		東京帝国大学法科大学教授に就任	
大正	2	1913	京都帝国大学教授を辞する		
	3	1914	南満州鉄道株式会社理事を退く		
	5	1916	『無過失損害賠償責任論』刊行		
	8	1919	中央大学教授に就任		
	9	1920		帝国学士院 会員	
	10 (12/15)	1921	逝去(満50歳)		
	11	1922		欧米各国へ派遣される	
	15	1926		京都帝国大学法学部講師(ローマ法)	昭和4(1929)年3月まで
昭和	5	1930		東京帝国大学教授を辞する	
	13	1938		『ユースティーニアーヌス 帝学説彙纂II P Q T A』刊行	
	19 (3/6)	1944		逝去(満73歳)	

岡松と春木を対照した上記の年賦資料(【図表 I】⁽³⁹⁾)を見ると、岡松は明治4年(1871年)8月9日、現在の熊本県の生まれであり、一方の春木はそれより1年早く、明治3年(1870年)7月8日に京都で誕生している。したがって、年齢としては春木のほうが1年上だとも考えられるが、しかし、(東京)帝国大学への入学は、両者ともに24年、同じ英法科(参考科・第一部)で学んだ。つまり、この時期に、両者ともに揃って先の宮崎道三

⁽³⁹⁾ 春木一郎の年譜については、前掲『春木(一郎)先生還暦祝賀論文集』に基づく。ほかに後掲注⁽⁴²⁾も参照のこと。岡松に関しては、前掲注⁽³⁰⁾を参照。

郎によるローマ法の講義を聴いたものと思われる。

その後は、岡松も春木もともに明治27年7月に帝国大学法科大学法律学科（英法科）を卒業し⁽⁴⁰⁾、ただちに大学院へ進むと、岡松のほうは早くも29年より3年をかけ、民法および国際私法の研修を目的としてドイツを中心にフランスやベルギー、イタリアへと留学している。続く春木も、これに1年ほど遅れた30年から当初3年間の予定でドイツ・ベルリン大学へ、もっぱらローマ法の研究を目的に留学へと出発している。帰国の年は、岡松が京都帝国大学の開設に合わせてまさにその32年、それから2年後、34年には留学を終えた春木も帰り、同じく京都帝国大学のローマ法講座担当者となって、ふたりはその後、春木が明治45年に、戸水寛人の後任として⁽⁴¹⁾東京帝大のローマ法講座担当教授として移るまでの12年ほどを、ともに京都帝国大学の法科大学の草創期にあって、これを支える主要メンバーとして過ごすことになるのである。つまり、岡松参太郎は、その研究および職場環境の極めて身近なところに、終始、当代随一のローマ法学者といわれた春木を見ていたことになる。これは、岡松にどのような意識をもたせたのであろうか。次に京都帝国大学における春木を中心としながら、当時のローマ法教授の姿をもう少し具体的に確認していきたいと思う。

（2）春木一郎（京都帝国大学教授：明治34～45年）

この時期の春木一郎によるローマ法講義については、『京都帝国大学五十年史』が伝える春木自身の講義概要から、その姿を推測することができる⁽⁴²⁾。それによれば、以下のよう内容であった。

第一編 羅馬法入門

第二編 羅馬法本論

(40) 潮木守一『京都帝国大学の挑戦』、17頁（講談社、1988年 *『京都帝国大学の挑戦—帝国大学史のひとこま—』（名古屋大学出版会、1984年）を文庫化）によれば、このときの岡松の成績が28名中1番、春木のほうは5番であったという。これに関しては、『東京帝国大学一覧』（第九冊）、377頁にある「明治二十七年七月卒業」の卒業生名簿を見ると、確かにその筆頭に「岡松参太郎」の名が（その後に「春木一郎」の名も）確認できる。

(41) 戸水寛人のいわゆる戸水事件（騒動）についてここではとくに立ち入らないが、当時、対ロシア強硬策などを主張した戸水を含むいわゆる七博士（東京帝国大学教授小野塚喜平次・金井延・高橋作衛・寺尾亨・戸水寛人・富井政章、学習院教授中村進午）が明治36年（1903年）、首相桂太郎らに建議書を提出したことがきっかけで事件となり、さらに日露戦争の開戦をめぐって強硬な主張を繰り返した戸水については東京帝国大学教授を休職処分となった。これを発端に、その後もさまざまな批判の応酬がなされ一連の騒動となったもののようである。これについては、戸水寛人自身による『回顧録』（清水書店、1904年）も残されている。

(42) 春木一郎に関しては、その講義録としてまず、本人自筆でかつ明治40年頃のもの京都大学図書館におさめられており、またそれ以外にも多くの講義録が残され、整理も現在進められている状況にある。それら講義録等の所蔵状況については、WebCat (Plus) “春木一郎”の項目において一覧が確認できる。また講義録以外の春木の著書目録、また春木一郎に関する論文等については、直近のもので『春木一郎博士・原田慶吉教授・田中周友博士・船田享二博士・武藤智雄教授略年譜・著作目録—日本ローマ法学五先生略年譜・著作目録—ローマ法・法制史学者著作目録選（第九輯）』（2010年）がある。尚、同様の内容のWeb上での公開は、<http://home.hiroshima-u.ac.jp/tatyoshi/> 本稿で参照する春木の論文については、主として私立玉川用賀村中央図書館『春木一郎電子文庫』<http://home.q02.itscom.net/tosyokan/haruki.htm> から利用している。

羅馬法入門（自筆講義本六一枚を充つ）法源史・ユスティニアヌス帝後の羅馬法・羅馬法研究史及び若干の基礎概念

羅馬法本論 …パンデクテン式に整序せられ…7巻より成りローマ私法を講述している。

………

第一巻は法律事実（法律行為・時） 自筆講義本四二枚を充つ

第二巻は人（自然人・法人） 同二九枚を充つ

第三巻は物権（物・占有・所有権・他物権） 同六七枚を充つ

第四巻は債権（性質・目的・遲滞・主体・発生・効力・譲渡・消滅） 同一二五枚を充つ

第五巻は家族（親族・婚姻・家長権・後見） 同三八枚を充つ

第六巻は相続（総説・無遺言相続・遺言相続・必要相続法・相続ノ効力・相続権ノ保護・遺贈・死因贈与・埋葬） 同九七枚を充つ

第七巻は訴訟（裁判所ノ構成・訴訟当事者・訴訟代理人及び保佐人・法廷召喚・in iureノ手続・in iudicatoノ手続・extra ordinaria cognitio・判決ノ執行・ディオクレチアヌス帝以後ノ訴訟手続大要・訴権時効） 同五六枚を充つ⁽⁴³⁾（傍点筆者）

ここから明らかなように、春木の講義はユスティニアヌス法典の原典（『学説彙纂』(Digesta) 等）にまで触れるものであり、テキストクリティークを含む、研究を背景にした本格的な講義であったというものの⁽⁴⁴⁾、教授された内容を今見てみると、冒頭の「入門」でローマ法史、国家制度の概論を示すと、あとの大部分は私法の説明に充てられている。すなわち、講義の中心は、あくまでもパンデクテン式によく整理された順序に従い、法律行為や人など一連の総則的な内容を扱ったうえで、物権、債権へと進んでいく部分であった。これは現在でも行われている民法典の逐条式講義の様子に近く、春木自身が書き添えた原稿枚数のカウントからも見て取れるとおり、あくまでも私法に力点を置いて行われたことは明白である⁽⁴⁵⁾。

だが、こうした私法を中心に据えた講義とは、春木に限らず当時のローマ法講座の一般的内容でもあったろうと思われるのである。現在残されている同時期の教授らの講義録、

(43) 『京都帝国大学五十年史』、205-206頁にある「講義者自筆本」より。明治40年9月あるいは41年5月の学年における講義内容と推測されている。これらは、和罫紙で515枚（1枚24行で1行は約30字前後書かれていたという）ほどあり、5分冊に閉じられている。同様の内容は『京都大学百年史』205-206頁においても確認できる。春木自身、この講義本の最後に自筆で「以上ニテ甚タ不完全ナカラモ羅馬私法ノ大體ヲ講了シタリ」（傍点筆者）と述べている。

(44) このことは春木が原典翻訳に対して力を注いだ点からも推測できる。原田、前掲論文、4-5頁。また『京都帝国大学五十年史』、204頁には京都帝大に在籍中の春木の業績が幅広く載せられている。

(45) これについて、当時、実際に春木の講義を受けた西元穎の発言が残っている。すなわち、「先生の講義は人も知る。第一講の二時間はラテン語のガイダンスである。名詞動詞を中心とした要領のよい説話で、學生は多大の利益を受けた。第二講からはローマ小史である。學生はローマの本質を知りえた。第三段階に至って、はじめてローマ法の講義である。ローマ法の体系全般に互った詳細な内容である。時間はフルに使われて、二時間に十分の休憩である。アカデミシェ・フィヤテルなんか問題にされない。一々原典を照合しての訓話である。進講の方針は免許皆伝式で、教え余す所なく、気のつかれたことは全部教えて頂けた」とあって、ローマ私法をよりよく学ぶため、その前提としてのラテン語の基礎知識および法史は必須とされたようである。西元穎「春木一郎博士の學徳を偲んで」『法制史研究』22巻、232頁（1972年）。

または関係資料などからもこのことは推測できる。たとえば、春木の講座の前任をつとめ、またのちに春木が東京へ去ったあとには、再び京都帝大でローマ法を担当した千賀鶴太郎の講義について、明治45年に入学し、その講義を聴いた瀧川幸辰は次のように述べている。すなわち、「入学してイの一番にきいたのは、ローマ法であった」としたうえで、瀧川は講義内容に関し「千賀さんのローマ法は、緒論のようなもの他は、私法が主で、刑法などの講義はなかったと記憶する⁽⁴⁶⁾」と書いているのである。

(ハ) ローマ法研究および教授の特徴

以上、(東京)帝国大学および京都帝国大学の順に、年代を追いながらローマ法講義のあり方を概観してきた。ここから当時岡松の周辺にあったローマ法学問の状況についてまとめると、およそ次のようになるのではないか。この時期、わが国はまさに民法典の編纂から施行にかかる重要なきときであって、ローマ法はわが国の民法典に影響を与えたフランス法、さらにドイツ法の淵源として、大陸法系の母法たる意味においてその重要性も認識されていた⁽⁴⁷⁾。そこに、帝国大学を中心にローマ法を必修とし、教育および研究がなされる意義が見出されたものであったろう。また、やがて民法典が施行されたのちには、その解釈をよりよいものとするためにこそ学ぶ意義があったのである⁽⁴⁸⁾。したがって、ローマ法の講義において、パンデクテン式に体系化された私法が中心となって行われたことはむしろ当然ではなかったろうか。しかも、こうした傾向はわが国にのみ当てはまることではなく、19世紀から20世紀の初頭にかけてのヨーロッパ各国でもほぼ同様のことがいえるのである⁽⁴⁹⁾。すなわち、国家制度など公法的な側面がローマ法研究の対象として注目さ

(46) 瀧川幸辰「回想の法学者(1)―千賀鶴太郎先生と仁保亀松先生」『総合法学』16巻、26-30頁(1956年)によれば、「(入学してイの一番に講義をきいたのはローマ法であった。)講壇にあがるなり、何の前置きもなく、ローマ法、第一編、第一章、第一節、第一項と来た。なんでもローマの建国というのが最初の節だったかで、王(Rex)の講義であった。ローマ法だからラテン語が続々と出るのは当然である。はじめに出るラテン語は黒板に書いてもらえるが、同じラテン語も二度目からは書いてもらえない。「この言葉は前に書きました」といわれる。(千賀さんのローマ法は、緒論のようなもの他は、私法が主で、刑法などの講義はなかったと記憶する。)ローマ法の講義にはまいった。講義の原稿を読み上げられるだけで、ほとんど説明されない。こちらは必死になってノートをとるだけ、ノートは何冊もたまってしまう。ローマ法は法律学科の必修科目であるから試験を受けねばならない。ずいぶんつらかった。私はローマ法に興味があったので、ゾーム著インスティオーネンを買って拾い読みをした。その本はいまでも手許に残っている」。千賀鶴太郎の講義録については、吉原達也「千賀鶴太郎博士述『羅馬法講義録』(1)(2)(3)(4)(5)」『広島法学』32巻3号；4号；33巻1号；2号；3号、(2009年；2010年)を参照。これについては、現在http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/metadb/up/kiyo/AN0021395X/HLJ_32-3_156.pdf および <http://home.hiroshima-u.ac.jp/tatyoshi/> でも参照可能。

(47) このような思想は、当時の穂積の文章からもうかがわれるという。「現今我國ニ於テ編纂ニ従事スル民法ノ如キモ羅馬法ヲ継受シタル諸国ノ法律ヲ参考トスルコト多カルヘシ。又立法司法ノ要地ニ当タル人々ハ概テ皆羅馬法族諸国ノ法律ニ通曉セル人々ナルヘシ」穂積陳重『羅馬法講義』。佐藤、前掲論文、58頁を参照。

(48) 『東京帝国大学五十年史』によれば、明治23年以降、外国法は参考科において扱われるものとされた。この経緯について「明治二十三年に至り、…法典編纂の事業漸次進歩し、法点も逐次発布せられたれば、法律学科の授業は当然本邦法典を主とし、外国法は参考に資するに止むべき」とされたことが述べられている。同書1129頁を参照。

(49) この時期のドイツ・イタリア等の代表的なテキストについても同様の内容となっているものが多い。それらについて、後述する【図表Ⅲ】岡松参考文献一覧を参照。

れるようになるのは遅く、また現在でもなお依然としてローマ法が私法を中心に発展したものであり、私法が研究の軸であるという評価は、自己批判を含みつつもやはり否定できないものとなっている⁽⁵⁰⁾。

しかしながら、こうした当時の、あるいは現在をも含めたローマ法学問の状況に対して、岡松参太郎がどのような想いを抱いていたのかは、別に検討する必要があるだろう。われわれとしてはこの点を十分に踏まえながら、次の「二」で問題の遺稿内容の考察へと移りたいと思う。

二、『岡松参太郎文書』の手稿

(一) 構想

(イ) 構成図 (案)

ここからは、本稿の中心となる原稿の具体的な検討作業に入っていくこととなる。上でみたような時代の状況のもとで岡松が書き遺したものが、はじめに述べたとおり、現在われわれの手許に存在する約1,000枚の原稿用紙である。そして、これらの原稿用紙の内容を整理し、案として再構成したものが、次にあげる資料（【図表Ⅱ】）となっている⁽⁵¹⁾（*図表で用いた記号等については下記注⁽⁵¹⁾を参照）。

⁽⁵⁰⁾ 佐藤，前掲論文，64-74頁を参照。

⁽⁵¹⁾ この図表で用いた記号等について以下に説明を加える。亀甲カッコ（〔 〕）で示した箇所は、私が推測して加えたもので、岡松自身の原稿には見いだせない表現である。したがって、岡松の原稿そのものからは「第一部」の存在も、また、「第一部」に該当する原稿についても確定できない。しかし、存在する原稿に「第二部」、および「第三部」との記述があることから、岡松が「第一部」を構想していたとの推定は可能であると思われた。そこで、本図表においては「第一部」を仮置きとしたうえで、内容を遺稿中から当該個所にふさわしいと思われるもので私が補足した。ただし、このうちとくに「第一部」「第一節」とした部分については、ローマ法に関係することは明らかなものの、上の全体図に包摂されるか、それとも「世界法」として独自の論説を予定されたものかの判断は困難であったが、ひとまずここに含めて全体像として示しておいた。図表の最右枠には該当する原稿の『目録』による整理番号を数字で示してある（この個所については図表の性質上フィルム・リール番号等までの記載はしていないため、該当資料（原本）については『目録』から参照のこと）。尚、欄外に（**）表記したように、番号数字をボールド・斜体で表記した原稿については、その用紙の上部・右端あるいは左端に「ヤメ」と朱色の鉛筆書きが記入されている。この最後の点については、本文後段（三）（ハ）であらためて述べる。その他、（〔 〕）は原稿の記述からの抜書きにより、また、（〔 〕）は私が当該個所の内容をまとめ、補足的に説明として加えたところとなっている。

【図表Ⅱ】

〔第一部〕			〔第一節 ローマ法史〕			⇒ L 73-13; 73-14; 151; 224; 229; 233; 234; 235; 236; 237 〔ローマの法発展について： 12表法からユスタ法典まで→「世界法」へ〕		
			第二節 羅国	〔第一〕	(一) 羅府の紀元	⇒ L 178(後半); 194; 195; 204; 205; 206; 207; (208); 209 〔ローマ帝国の発展について： 「地方」(municipium)の説明を含む〕		
					(二) 羅国及版図			
	第二	市			(一) 市ノ種類			
第三	羅人の階級		(一) 総説					
第二部	政史	第一章 羅馬帝国	第一款 帝国	第一 国制及皇帝	(一) 国制 〔共和制：君国制：帝国制〕 (一) 皇帝 〔二頭制：皇帝制〕	⇒ L 177; 178(前半); 179; 185; 186; 187; 193; 228 〔ローマの国家制度について： Dyarchie 問題を含む〕		
第三部	裁判・軍務及財務	第一款 裁判	第一款 裁判	第一 総説	(一) 権利の実行 (イ) 国家の権利 (ロ) 私人の権利 (1) 自力救済 (2) 民事裁判	〔自力救済 (talio) から裁判制度へ〕 ⇒ L 156; 157-9; 157-10; 157-11; 157-12 ; 180; 181; 182; 183; 184; 185; 188; 189; 190; 192; 196; 197; 198; 208; 209 ; 210; 211 ; 219; 222		
					(二) 犯行の制裁			
					(イ) 公犯			
					(ロ) 私犯			
				第二 裁判権の行使	(一) 民事裁判 (a) 法定訴訟手続 (b) 方式訴訟手続 (二) 刑事裁判 〔民会裁判：民会ニ依ラサル裁判 ：常設糾弾所：特別裁判権〕	〔民事および刑事裁判制度の概要・変遷〕		
				第二款 刑事裁判	第一項 処罰権	第一 総説	(一) 刑罰権	⇒ L 127; 128; 129; 130; 148 ; 212 ; 213 ; 214 ; 215 ; 217 ; 220 ; 221 ; 223
							(二) 処罰権	
					第二 家権的処罰権	(一) 総説		
					第三 官権的処罰権	(一) 総説		
		(二) 神事犯						
		(三) 軍事犯						
		(ハ) 限界						
		〔第二項〕						
	第三項 強制権及刑罰権	第一 総説						
		第二 強制権及刑罰権						

以上 60点：原稿用紙 約1,020枚
** ボールド・斜体 には「ヤメ」の朱書きあり

(ロ) 全体像

こうして作成された上の図表を見てすぐに気付くのは、これらの原稿がローマの国家制度や裁判制度に関わるものだという点である。冒頭でも少し述べたように、岡松はこれらの原稿を作成するにあたって、自身がそれまで深く関与してきたローマの民法を取り上げるのではなく、新たに公法なかんずくローマ刑法法について論じようとしたことは、後半部、とくに「第三部」各段の見出しタイトルを見れば非常にはっきりとしている。また、すでに確認したとおり、これらの分野は当時のわが国におけるローマ法学の研究および教育にあって、未だ本格的に手をつけられていない領域であったことになる。

では、ここで岡松はいったいどのようなローマ法を描き出そうとしたのだろうか。まずは上で策定した構成図から全体を俯瞰してみると、岡松の構想がある程度推測できると思う。すなわち、彼はこうした原稿を書くにあたって、少なくとも「第一部」から「第三部」へ、さらに可能性としては「第四部」以降へも続くような、かなり広範な内容を念頭に置き、かつその全体にわたる構想についてもある程度組み上げていたのではなかろうか。この推定は、原稿にかなり体系性を意識した記載が見出せる事実からも補強できるだろう。しかし、そのように想定した場合、より大きな疑問は、なぜこれらの原稿は完成されていないのかということである。全体を見る限り、少なくともここにある原稿からだけでは、ひとつの著作として完結しているとはとても言い難いのである⁽⁵²⁾。そこで、以下においては、この問題を中心に順次視点を変えながら、遺された原稿そのものについてさらに細かな分析をしていきたいと思う。

(二) 時期

(イ) 推定

ひとまずわれわれとしては現存する原稿のみを対象をしぼって考えるとして、その作成時期という点から入ろう。岡松はこれらの原稿をいったいつ頃、どのようにして書いたのであろうか。今、遺された原稿それ自体には年・月・日等の記載は一切ない。そこで、原稿に書き込まれた⁽⁵³⁾参考文献を頼りに推測してみると、次のような一覧が作成された。

(52) この点については、岡松自身によって書かれた原稿が公開された『岡松文書』以外にも存在するのか、あるいは岡松はそもそもここにある原稿しか書かなかったのか、やがて明らかにしていく必要はあろう。本稿の最後（「おわりに」）において全体を振り返る中であらためて考察したいと思う（後掲注(79)も参照のこと）。

(53) 参考図書等への言及は、多くが原稿の隅などに鉛筆またはペン書きで付されており、本文が筆による墨書きであるのとは対照的に思われた。また引用の仕方に関しても、逐次、該当箇所に入力する方式ではなく、大まかに、原稿の一枚目、つづりの冒頭部分を中心に記載しているケースが目立った。たとえば、『目録』、562頁、R-94(0789-0794/0992):L221などを参照。この点は、当該『岡松文書』に別に遺された『無過失損害賠償責任論』にかかる原稿で、極めて詳細な注釈が原稿の該当箇所にひとつひとつ挿入されているのとは異なる仕方であるように思う。この点は、当該原稿の完成度、またはその叙述目的とも関連するものかもしれない。尚、『岡松文書』の中には、彼がこれらの書籍を購入した際の注文票（領収証など）なども多数残されている（『目録』、346-359頁、R-45(0473-0582/0808):F16~R-45(0778-0796/0808):F23）。岡松は、主としてドイツの書店から送付されてくる出版目録から注文をしていたものであろう。『目録』、401-407頁、R-55(0679-0716/1037):H3~R-55(1034-1037/1037):H12には、注文に際して彼が付したと思われるチェックマーク等も確認できる。カタログ類は他にも『目録』、723頁、R-113:「N-6」分類に多数残されている。岡松自身は、後掲注(58)でも述べるように、自らが関わったであろう京都帝国大学附属図書館（とくに法科大学）の図書目録から、さらに自身でスクラップブックまでも作成している（『目録』、345頁、R-55(1029-1033/1037):F11）。そこに見る限りでは、自作の目録はおよそのテーマごとに関係する書籍で整理されているようであり、当該ローマ関連のものも一部まとめられていた。

(1) 参考文献から

【図表Ⅲ】

岡松参太郎：参考文献一覧				
著者名	書籍名	出版年	京都帝国大学法科大学 図書目録記載	出版地
Karlowa, Otto	Römische Rechtsgeschichte I. Staatsrecht und Rechtsquellen II. Privatrecht und Civilprozess	I : 1885 II : 1901	1889~1910	Leipzig
Mommsen, Theodor	Römisches Staatsrecht I. II. 1-2 III. 1-2	1871~1888	1919~1928	Leipzig
Jhering, Rudolf von	Geist des römischen Rechts auf den verschiedenen Stufen seiner Entwicklung	1871~1874 1877~1883	1889~1910	Leipzig
Mommsen, Theodor	Abriss des römischen Staatsrechts	1893	1899~1910	Leipzig
Mommsen, Theodor	Römisches Strafrecht	1899	1899~1910	Leipzig
Girard, Paul Frdric	Geschichte und System des römischen Rechtes (= : Manuel élémentaire de droit romain/von Paul Friedrich Girard,1901.); übersetzt und mit Zusätzen versehen von Robert von Mayr	1908	1911~1919	Berlin
Mitteis, Ludwig	Römisches Privatrecht bis auf die Zeit Diokletians [?]	1908	1899~1910	Leipzig
Kühlenbeck, Ludwig	Entwicklungsgeschichte des römischen Rechts I. (II.)	I : 1910 (II : 1913)	1911~1919	München
Bruns, Carl Georg	Geschichte und Quellen des römischen Rechts, unter Benutzung der Bearbeitung von Pernice, neu bearbaetet von Lenel, Enzyklopädie der Rechtswissenschaft von Holtzendorff=Kohler	1915(7Aufl.)	1919~1928	Leipzig

これらの文献一覧（【図表Ⅲ】）を見ると、岡松が原稿作成のために依拠した参考図書が、当時のドイツを中心に、ほぼよく知られたローマ法の概説書であることがわかる⁽⁵⁴⁾。ここにはしかし、専門論文（モノグラフィー）の類は原則として含まれておらず、岡松は先に述べたように実際ラテン語を良く読みこなしたろうけれども、ユースティニアヌスの法典（『学説彙纂』（Digesta）等）などのいわゆる一次史料には直接当たっていないもようである。したがって、原稿はもっぱらこれらの参考文献（概説書および教科書等）を基に書かれたであろうことが推測できる⁽⁵⁵⁾。すると、これらの文献類の出版情報から岡松が原稿を作成したおよその時期がはかれることになるであろう⁽⁵⁶⁾。表からわかるように、文献としては、1800年代の末頃から1915年までに出版された書籍類が引用されている。したがって、もし原稿が一定の時期にまとまって書き上げられたとすれば、引用図書の出版

(54) 同じ時期の春木一郎の著作においても、ほぼ同様の文献が挙げられていることが確認できる。もっとも春木の場合にはローマ法の専門研究者として一次史料に直接当たっており、また学説対立にも触れて、海外の学界動向を含めた議論を展開していることと比較すると、岡松の原稿の性質はかなり異なる。たとえば、春木一郎「十二表法ニ於ケル furtum ニ付テ」『法学協会雑誌』37巻10号、2-11頁（1919年）を参照。また岡松はその留学経験等からドイツ語の文献を好んだと思われ、参考文献中にあげられた Girard については、すでに1898年にフランス語で初版が出されているが、ここで岡松が引用するのは、のちの1908年に Myar によってドイツ語訳で出版されたものとなっている。

(55) 実際には、原稿中にさらに少なくとも2点の参考文献が挙げられている。ただし判読が非常に困難であるためここにはデータとして含めていない。尚、それら2点とも Karlowa の文献と一緒に記載されていた。

(56) これらの参考文献のうち、Kühlenbeck の著作（内容から、そのI巻）への引用が原稿のなかで割的に多いように思う。逆に、後述するように、ローマ公法（国制および刑事法研究）の分野においてその後の学界に多大な影響を与えたモムゼンに対する引用は少ない。とくに、『ローマ国法』と訳されることの多い *Römisches Staatsrecht I. II. 1-2 III. 1-2* は内容が質的にも量的にも膨大であり、おそらく岡松は同著者によるその縮約版 (*Abriss des römischen Staatsrechts*) のほうを簡便によく参照したものと思われる。

年からして1915年（大正4年）よりのちのものと推測できることになる⁽⁵⁷⁾。すでに指摘したように、原稿は扱われた内容的においても、また全体の体系構想が見て取れる点などからしても、ある程度まとまった印象を抱かせる。したがって、長期間にわたり漸次書き足され、積み上げられていったとするよりは、少なくともここにある原稿に関しては、ある期間に集中的に書かれたと判断する方が妥当なのではなからうか。

そのような前提をとった場合、次に問題となるのは、1915年よりのちのどの段階で岡松が原稿を作成したかという、より具体的な時期の推定である。この点について、岡松自身がその蔵書にかなりの情熱を傾けたことで知られる京都帝国大学法科大学図書館目録から若干の補足ができるかもしれない⁽⁵⁸⁾。先の【図表Ⅲ】には『京都帝国大学法科大学図書館目録』から確認できる該当書籍の収録年も示しておいた。すると、図書館は、おそらく岡松の助言のもとで、こうした書籍のほとんどを出版年からほどなく受け入れていることがわかる⁽⁵⁹⁾。目録は年報の形式でないことから、確実な年を割り出すことはできないが、やはり早ければ1915年後すぐにも、岡松はこれらの資料をもとに原稿を書く準備を整えることができたと推測できるのである⁽⁶⁰⁾。

(57) 【図表Ⅲ】（当該文献一覧は原則として出版年順に並べている）一覧の最後に挙げたいわゆる Bruns-Lenel (Bruns の著作に Lenel がのちに手を加えたもの) について、ここに挙げた第7版まで版数があるうちのいずれを岡松が実際に参照したものか確定できない。該当する書籍は寄贈された岡松自身の旧蔵書の中にも確認できなかった。これについて、ほぼ同時期に書かれた春木一郎の論文（前掲論文、2頁）では、同じ図書館の第6版が引用されていることから、岡松もあるいはこの第6版を参照した可能性もあるかと思う。するとその場合、書籍の出版年は1904年となり、参考文献のすべてが揃えられる時期が1910年代の前半に前倒しされる。したがって、当初は原稿の作成を1911年以降と早めに推定したが、調査した限り、春木の当該参照図書 (Bruns-Lenel 第6版) の現在における所在は確認できず（春木の旧蔵ローマ法文庫を中心にして1,776冊が所蔵されるという中央大学図書館「ローマ法関係貴重書」にも該当の書籍データは見出せない）、かつ、図表に示したとおり、京都帝大の図書目録には1919年以降の分として、第7版（1915年版 *この版が出て以降は、こちらを用いるのが研究者としては一般的）が載せられていることから、ここでは第7版の出版年に依拠して、原稿の作成が可能となった時期を1915年以降と想定した。ただし、これは図書館に収録される以前に岡松が図書を手許にしていた場合の仮定であって、京都帝大の図書目録に採録された時期のほうを強調して考えるならば、1919年以降に遅れる可能性も決して否定できない。この最後に述べた事柄に関連しては、本文のちの（3）で述べるほか後掲注⁽⁶⁵⁾も参照。

(58) この点、斬馬、前掲書、63頁によれば、「…けだし岡松参太郎なり。…彼はまた俗才に長け、事務に長じ、助るに精力の無限なるをもつてす。行政官としても必ず多大の成功を見るや疑いなし。かつて京都大学の図書館その新設なるの故に、書庫の整理未だ緒につかず、巻帙雑然足り。ここにおいて彼自らその整頓の任に当たり、詰朝にして出で、点灯を見て帰り、事務員を督し、助教授を指揮し、幾万の書籍旬日にしてことごとくその所を得るに至れり。その間彼の精勤は頗る人の驚く所にして、しかも彼少しも疲労の態なしというにおいて、誰かその精力の無限なるに服せざらんや」とある。また、斬馬以外に、岡松と図書館の関係については、『京都帝国大学図書館六十年史』、342頁（京都大学附属図書館、1961年）からもその緊密な関係は推測できる。尚、当該『岡松文書』でも、『目録』、339-346頁、「F(大学関係)-2(図書館目録関係)」分類のR-42(0016-0311/0530):F8~R-45(0471-0472/0808):F15などを通して、京都帝大附属図書館蔵書目録作成に際しての岡松の関与を強くうかがうことができる。

(59) 例えば、Girard や Mitteis らの上記書籍は、いずれも1908年に出版されたものが1910年までの蔵書図書目録に記載されているなど、受注や輸送の期間を考慮すると、出版から相当に早い時期に購入が決定されたと推定することは可能である。

(2) その他の状況から

次に、ではこうした図書の出版情報および目録データ等と、他方で、岡松自身のこの頃の他の活動状況とを照らし合わせると、いったいどのような結果がみえてくるだろう。もう一度、先に【図表Ⅰ】で掲げた年譜を見てみると、岡松はその後半生、職務ということでは1913年（大正3年）に京都帝国大学の教授の職を退き、さらに翌1914年には南満州鉄道株式会社の理事の職も辞している。これらのことに関連して岡松自身は『無過失損害賠償責任論』の序文に、ようやく長年の志を果たすための研究と執筆に専念できると述べているが⁽⁶¹⁾、実際にはこの著作に先だって、すでに1912年には『法律行為論』のもととなった論説の雑誌連載を進めており、それらを完結させて1914年に『法律行為論』一冊を上梓している。さらに1915年から翌16年にかけては、「意思表示論」を『法協雑誌』に継続して載せ、ついに1916年（大正5年）、本著作『無過失損害賠償責任論』の出版に至るのである⁽⁶²⁾。またその後の執筆に関しても、1917年から18年にかけて、雑誌『法学新報』に台湾関係の論文を長期連載している⁽⁶³⁾ことなどから、実に1911年以降、休む間もなく研

(60) こうした資料以外にも、東京大学（法学部）図書館の「台湾文庫」にある『台湾旧慣調査会洋書目録』から岡松の図書購入について跡づけができるようである。この点、岡松と台湾文庫に関しては、西英昭「東京大学法学部図書館の漢籍、及び台湾関係資料について」『東洋法制史研究会通信』第14号、（2005年）を参照。現時点（2011年1月20日）で、法学部研究図書室の工事に伴い上述の『台湾旧慣調査会洋書目録』そのものは確認できていないが、調査会が収集した洋書類に関しては、「台湾文庫」として東京大学OPACのデータにより知り得る。そこで、目下調べ得た限りを示しておく、現在の「台湾文庫」には、次の4点を除き【図表Ⅲ】に挙げられた参考図書すべてがある。「文庫」に確認できない4点とは以下のもの、Bruns-Lenel (*Geschichte*)（京大法学部蔵書目録では「1919～」）；Mommsen (*Strafr.* および *Abriss*)（この2冊は京大法学部蔵書目録では「1889～1910」）；Mitteis (*Römisches*)（京大法学部蔵書目録では「1889～1910」）。このことから、岡松が参考としている書籍の入手年代に関連しては、台湾旧慣調査会を通じて彼が得たとするケースを含めたとしても、前掲注67で版数を問題としたBruns-Lenelの書籍については、その第7版（1915年版）以前のもを手にしていただ可能性は低い。ちなみに、現在、東京大学総合図書館が所蔵するのは、おそらくその初版本（Bruns 単独によるもので、のちのLenelによる再編集などが加えられていない）であり、出版年は1887年（1882年あるいは1889年とするものもある）。ただし、これは「ヒルシュフェルド文庫」（西洋法制史関連図書）としてのちに東大が受け入れたものであることがはっきりしているから、岡松と結び付けることはできない。また、岡松自身も引用に際しては、必ずBruns-Lenelとしている。

(61) この間の事情については、岡松自身が述べる以外のことも含まれるであろうが、ここでは著書にある言葉をそのまま引用する。「無過失損害賠償責任論ノ研究ハ予カ宿志ニシテ而シテ従来學俗兩務ニ妨ケラレカ此ニ専ラニスルヲ得ス、近年閑居、述作ニ従事シ偶行爲能力ノ論述ニ當リ責任無能力者ノ責任ヲ明ニスルノ必要ヲ生シ、乃一方ニ責任能力ノ本體タル意思能力ノ研究ニ從ヒ其一斑ヲ法學協會ニ寄セ〔「意思能力論」『法学協會雑誌』33卷11号；12号 34卷2号；3号 1915-16年〕、他方ニ指ヲ無過失責任ノ論究ニ染メ宿志ヲ成スノ機ニ達セリ、此時ニ方ヨリ恰モ恩師穂積陳重先生ノ還曆ヲ慶祝シ併テ法理研究會滿二十年ヲ記念スルノ擧アリ、予私ニ此著ヲ以テ先生ニ獻シ答師恩而酬所學ノ微意ヲ表センコトヲ思ヒ、日々筆ヲ呵セルモ終ニ二十菊ノ嘆ヲ免レス昨夏八月稿稍ク成ル、於此之ヲ京都法學會雜誌〔『京都法学会雑誌』7卷11号・12号 1911-12年〕ニ登載スルコトニ回、同人ノ勧告ニ從ヒ別ニ研究叢書ノ一編トシテ刊行セントシ、其登載ヲ止ムルト共ニ日ナラスシテ之カ刊行ヲ爲スヘキヲ約シ之ヲ印刷ニ託セリ、不幸ニシテ舊臘印刷所火アリ此稿ノ一部亦祝融ノ厄ヲ免ルルヲ得ス、爾來再ヒ此稿ノ爲ニ筆ヲ執ルニ懶ク荏苒數月ヲ経頃日稍ク補綴以テ再ヒ篇ヲ完フルコトヲ得タリ、記シテ以テ刊行ノ遲滞セルヲ陳謝ス」

(62) 前掲注(61)に挙げた岡松の序文からは、この間にもいったん書き上げた原稿が印刷所の火災によって焼失し、再度書かざるを得ないなど、複雑な事情が述べられている。この間の岡松の著作活動については、前掲『岡松参太郎の学問と政策提言に関する研究』、p.311-318頁を参照。

究および論文執筆に励んだことがわかる。

ところで、この時期の岡松の著作活動に関して、とりわけわれわれにとって興味深いことは、寄贈された岡松参太郎関連の原稿類（L分類）は、基本的にそのすべてが1900年（明治33年）以降1921年（大正10年）に彼が没するまでの約20年間において書かれたものと推測できる点である⁽⁶⁴⁾。つまり、原稿に関していえば、『岡松文書』として今われわれの手許にあるのは、もっぱらこの時期のものだけに限定されているように思う。しかも、それらのうち、他の原稿類が後半のおよそ10年の間に集中して、雑誌論文あるいは著書のかたちでほぼすべて公表されていくのに対して、ローマ法関連および西洋法史関連の「L-2-c」分類のみが公にされなかったということになるのである。

（3）作成年代

以上述べてきた複数のデータを総合してみると、いったいどの時期が当該原稿の作成に最も蓋然性が高いといえるのだろうか。まず考えられるのは、参考文献の状況からして、それらが出揃ってすぐの1916年（大正5年）から他の著作と並行して書かれたというものであろう。しかし、あるいはまた、岡松にとって最晩年にあたる1918年（大正7年）よりのちの3年間ほどのある時期に集中して書かれたとも考えられる。この時期には、およそ彼の研究・執筆活動の主要部分が一段落していることから、新たな研究に割く時間的余裕はここで初めて生じてきたとも推量できるのである⁽⁶⁵⁾。

だが、仮にこの2つの可能性のどちらを採用したにせよ、なおわれわれに疑問として残るのは、岡松の没する1921年（大正10年）までに、その間いずれ3年～5年ほどの猶予がありながら、なぜこれらの原稿は完成されず、さらにまたなぜ未発表のままにおかれたかということである。そして、今この問題を考えるときの最大の手掛かりは、おそらく、われわれに遺された原稿内容そのものではないだろうか。最後にこの点を検討して、本稿をまとめていきたいと思う。

（三） 内容

（イ） 主要なテーマ

構成図（案）（【図表Ⅱ】）によって全体像を確認したように、岡松は原稿を作成するにあたって、少なくとも3部以上の構想を描いていたものと思われる。そして、おそらくはその「第一部」で、ローマ市（urbs）の建設から領土発展、そして属州や都市に対するローマの支配構造と、それら地方の内部行政についてまで、すなわちローマの歴史とその

⁽⁶³⁾ 「母系主義と台湾生蕃」、『法学新法』、27巻9号；11号、28巻1～8号（1917-18年）。資料としては、『目録』、584-701頁、R-98：「L-2-d」（台湾蛮族関係）を参照。

⁽⁶⁴⁾ 『目録』475-709頁を参照。個々の資料については、年代の特定できるものと不明なものが混在しているが、一部年代特定の可能な資料と内容について関連するものは結び付け、全体としておおよその年代を測定した。また、年代順に資料をデータ化したものとしては、未定稿とされているが、前掲『岡松参太郎の学問と政策提言に関する研究』の149-226頁が参考になった。

国家制度に関連した内容を概説するつもりであったろう。さらに、可能性の域を出ないが、「第一部」のいずれかでは、ローマ法史に関する説明、すなわち12表法からユースティニアヌス法典の編纂に至るまでのローマの法の歴史的展開について概括的に述べようと試みたと考えられる⁽⁶⁵⁾。もっとも、このようなかたちでローマの国制と関連させつつ法

(65) しかし、このように年代を繰り下げ1918年以降の作成と解した場合に、より問題視されることとなるのは、1915年を最後に、その後のローマ公法にかかる新たな文献が全く参照されていないことである。1916年以降には、とくにシュルツ (Schulz, Otto Theodor, *Das Wesen des römischen Kaisertums der ersten zwei Jahrhunderte*, 1916; *Vom Prinzipat zum Dominat. Das Wesen des römischen Kaisertums des 3. Jahrhunderts*, 1919) によってこの領域に関係する重要な論文が出されているにもかかわらず、参考文献としてそれらが挙げられていないのは、論文を書くにあたって基本的に文献を蒐集する岡松の姿勢として多少不可解のようにも思う。したがって、これらの原稿がもしそれ以降に書かれたとすれば、上に述べたような意味で学説状況の把握に対する批判も加えられ得ることとなり、原稿の作成時期は当該原稿の学術的価値を決める上での重要な論点となりえる。この時期の当該領域に関係した学界状況については、船田亨二『ローマ元首政の起源と本質』、1-28頁(岩波書店、1936年)を参照。もっとも、岡松は本書を研究論文としてではなく、あくまでもローマ法の公法(刑事法)分野にかかる概説書として、教科書的に書き上げるつもりであったとすれば、深く学説の対立にまで踏み込まなかった点も理解できるかもしれない。そうであるとすれば、この1915年より1921年までの間、教科書・概説書的なものとしては、岡松も挙げている文献の改版以外、とくにドイツ語での文献では新たに目ぼしいものが出されていないという判断になるかもしれない。したがって、あくまで現時点での推測であるが、私見では18年以降の可能性をより強く考えている。というのも、参考文献一覧において、(〔?〕)を付して示した、Mitteisの文献について、原稿には具体的な書籍名が確認されず、内容と図書館目録のデータからひとまず【図表Ⅲ】のように推測したもの、あるいは、1917年初版の同著者による *Aus römischen und burgerlichen Recht* であった可能性も否定できず(本書籍は京大付属図書館図書目録1919~1928年にある)、その場合には、1918年以降の可能性がかなり高くなってくると考えた。原稿の作成時期の問題については本文最後(「おわりに」)でもあらためて述べる。

(66) 【図表Ⅱ】に示した構成図(案)で「第一部」「第一節」としたこれらの原稿類は、内容的にかなりよくまとまって、完成度が他の部分と比較すると極めて高い。したがって、可能性としては、この部分だけを独立の作品と見ることできるだろう。ここではローマ法にかかる原稿の一部として全体構造のなかに位置づけたが、図表に示した結論には再考の余地があると思う。これらの原稿類の内容は、いわゆる世界法に関連したものであり、前掲注5)でも示したように、岡松は原稿のなかに繰り返し「世界法」という見出しを残している。そこでの岡松の説明によれば、ローマ法とは、ユースティニアヌス帝による法典編纂と、それに対する研究の結果、中世以降ヨーロッパに広く行われた普通法、さらに、その普通法を引き継いで発展するドイツでのパンデクテン法学によって、やがて世界に共通の法となるものなのであって、その意味で、まさしく「世界法」として意義づけられるという。ここで展開されるローマにおける法の発展史的議論とその説明そのものは、同時期の学者の講義録などにも見られ、決して珍しいものではないかもしれないが、これを「世界法」という角度から整理したことは、この当時として極めて新しいものであったのではないか。しかも、ここに展開される世界法とは、岡松が留学中に学んだ国際私法に連なる内容というより、むしろのちに戸倉広らが展開するような概念に近く、彼らに見られる万国共通法としてのローマ法を論じていることも注目されてよいかもしれない。戸倉広『羅馬法の世界的使命』(厳松堂書店、1937年)、またこの点に関しては、田中耕太郎『世界法の理論』(岩波書店、1932年)を比較参照。加えて時期の問題として、これが1921年(岡松没年)までに書かれれば、わが国においてかなり早い時期に「世界法」としてのローマ法を論じたことになり、このことは当該原稿の研究上の評価に関わってくる点でもある。尚、ここで展開されている岡松の「世界法」に関しては、とくに比較法的な観点から彼とコーラーとの繋がりについても注目されよう。これについて、石部雅亮「明治期の日本法学の国際的ネットワーク—穂積陳重・岡松参太郎とヨーゼフ・コーラー」『日本法の国際的文脈：西欧・アジアとの連鎖』、91-103頁(早稲田大学比較法研究所、2005年 *前掲『比較法学の課題と展望 大木雅夫先生古希記念』の論文に新たな加筆・修正を加えたもので、岡松に関しても述べられている)、およびこれに対するコメントとして、浅古弘「穂積・岡松論に寄せて—石部報告へのコメント」、同書、104-108頁を参照。

史の概説を導入部分で行うことは、それ以前のローマ法講義においても通常とられてきたやり方ではなかったろうか⁽⁶⁷⁾。したがって、岡松もこの部分については、比較的的平均的なローマ法講義の形式を踏襲したものとも思える。

しかし、続く「第二部」では、岡松自身の意向が徐々に表れてくるようである。すなわち、岡松自ら「政史」という見出しタイトルを付け、内容としては上のような単なる制度論を超えたローマの国制に関する議論を、共和政（原稿では「共和制」）から元首政、さらに専制君主政へと進んでいく国家政体の変遷とからめて論じようとしているかにみえる。とくにその後半では、「皇帝」という見出しのもとで、元首政の本質について検討する内容までがあらわれて非常に興味深い⁽⁶⁸⁾。というのも、この部分に関しては、当時からローマ史学およびローマ法学の両学界に多大な影響を与えた、参考文献にも確認できるテオドル・モムゼンの有名なテーゼ、いわゆる二員政論（Dyarchie-Theorie）⁽⁶⁹⁾についても紹介されており、当時のヨーロッパにおける最新の議論を導入しようとした岡松の積極的な姿勢が見て取れるのではないだろうか⁽⁷⁰⁾。

そして、そのうえで岡松は、遺された原稿の最終部分にあたる「第三部」に対して、自ら見出しに「裁判・軍務及財務」とタイトルをつけている。しかし、この部分は明らかに未完に終わっているのではないか。そもそも、現状として、われわれの手許には裁判に関

(67) 宮崎については岡松のノートから（前掲注31）を参照）、また春木、千賀の講義録については、それぞれ前掲注42）、46）を参照。

(68) この箇所にかかる原稿はここにある他部分に比較して（前掲注66）に示した「世界法」関連を別にすれば）かなり整理が進んでいるように見受けられた。岡松は多くの場合、同一のテーマについて何度か原稿を書き直して残しているが、前掲注10）で述べたような仕方では、いったん書いた原稿用紙に墨で消して書き直すという方法以外にも、新たな用紙にもう一度はじめから整理して書き、完成度を挙げていく手法も採っている。したがって、繰り返し同様の内容を含む原稿が現れることから、原稿枚数に比して扱われた内容が多くないことになるが、こうした作業がかなり進められている様子からして、この「第二部」に関しては完成度の高い段階に至っていたものと推測できる。

(69) 岡松はこの部分で‘Dyarchie’というモムゼン説の中心概念も登場させていることになる。‘Dyarchie’について、今日では「二員政」の訳語を当てるのが一般的だが、岡松はこれを‘Monarchie’（一王制）との対比において「二頭制」と訳出していることも注目される。本文（「おわりに」）でも述べるように、ローマ元首政の本質にかかる問題をわが国においてはじめて本格的に扱ったのは、当時京城帝国大学にあった船田亨二とされており、同氏の著作（船田、前掲書、1-25頁）では‘Dyarchie’が「二員政」と訳出されていることから、こちらがその後定着したものと考えられる。こうした訳語の違いは、両氏がローマの国家制度を見た際の対立軸の相違に起因すると、あるいは推測できるかもしれない。岡松は上述のように、一人支配との対比において複数の権力主体が存在することを強調し、これを二頭制の中心概念としているように思われるが、船田はむしろ存在する複数権力主体相互間（元老院と元首の二者のあいだで）の権力ないし権限のあり方（分掌もしくはバランス）をより問題と認識してこの用語を用いたものではないかと思う。

(70) モムゼンのとくに*Römisches Staatsrecht*は、その後の100年以上、とりわけローマの国制史に関して学界をよくも悪くも支配する結果となる。モムゼンに関する評価等については、近年とくに彼の没後100年を記念した論文も多く出されており、そのなかでは Nippel, Wilfried/Seidensticker, Bernd, *Theodor Mommsens langer Schatten Das römische Staatsrecht als bleibende herausforderung für die Forschung*, 2005. を挙げておく。また拙稿「ローマの元首政について：モムゼンの Dyarchie-Theorie（「二員政論」）をめぐる近時の学説から」、『地研年報』13, 61-77頁（2008年）もこの問題を扱った。この点に関連して、前掲注65）でも触れたとおり、原稿内容からすると、岡松自身はモムゼン説を単に紹介するのみであり、その後ヨーロッパを中心に激しく行われたモムゼン批判の展開については一切触れられてはいないことには注意する必要があるだろう。

する部分が存在するのみであり、軍務や財務に相当する原稿はついに確認できなかった。そして、この唯一現存する「第三部」、すなわち「裁判」に関連した原稿については、それが遺稿全体の相当量を占めていることにもまた、われわれは気付かされるのである⁽⁷¹⁾。すると、岡松はここで裁判に関する議論にかなりの力を注ぎ込みつつ、理由はともかく、当初予定したはずの軍務・財務については書くのをやめたということなのだろうか。

ところで、後述するところとの関係で、もう少しこの「第三部」の具体的な内容に入っておくと、これらの原稿の前半において、岡松はまずローマの裁判制度を概観し、自力救済が原則であった初期の社会から徐々に発展して、裁判制度が確立していく過程について述べる。そうしてさらに、こうした裁判がやがて民事・刑事へと分化を遂げつつ深化し、民・刑それぞれに個別の歴史的展開を遂げていく、その姿を論じようとする。以上が「第一款」である。そして、これら裁判制度についての一般的説明を終えたのちに、岡松はあらためて「第二款」を起こし、そこではもっぱら刑事裁判のみを扱おうとするのである。すなわち、「第一款」がローマの裁判制度に関する総論にあたるのであれば、この「第二款」はまさに各論、しかも刑事にしばった印象で、次に述べるように、内容的にもかなり専門的かつ詳細にわたった記述となっていくのである⁽⁷²⁾。

(ロ) 特徴的な点

こうして、われわれにはすでにひとつの目を引く特色が明らかになったのではなからうか。すなわち、原稿全体のなかでは、現存する最後の叙述にあたる刑事裁判に関する箇所のみがかなり特殊な印象で、他が一般に概説書的であるのに対し、奇妙なほど詳しく立ち入った内容となっている。実際、岡松はこの「第三部」「第二款」については、さらに内部を細分化しており、「第一項」・「第二項」⁽⁷³⁾・「第三項」と分けただけで、「第一項」を「処罰権」と題し、「刑罰権」と「処罰権」との違いを明らかにしつつ、「処罰権」につい

(71) 資料点数としては約37点（全60点のうち）。また、原稿枚数としては約614枚となり、原稿全体で約1,020枚のうちの60パーセント以上を占める。原稿枚数については修正・書き直し等も含むことから、これらの数値はあくまでも延べ数であり正確なものではないが、先に構成図（案）（【図表Ⅱ】）で仮置きとした「第一部」「第一款」（275枚）を除いた場合には、「第三部」にあたる原稿はその83パーセントあまりを占めることとなって、一連の原稿のなかでみると（すなわち、「世界法」関連を別とすれば）、当該個所に岡松が圧倒的な力を注いだことはこれらの数値からうかがい知れる。尚、原稿枚数については、『目録』データをもとに計算しており、後掲注⁽⁷⁴⁾も同様。

(72) 内容を概略的に示せば、次のようになる。

(1) 第一部：ローマ史について

- ・ローマ法の発展について（「世界法」）
- ・ローマ市の誕生から領土発展まで
- ・属州や都市（ムニキピウム）の制度について

(2) 第二部 政史：ローマの国家制度について

- ・共和政期の国制について—元老院・民会・政務官
- ・帝政期—皇帝の権力について（モムゼンによる「二員政（Dyarchie）」論を含む）

(3) 第三部 裁判・軍務及政務：ローマの裁判制度について

- ・裁判制度論（総論的）—民事裁判制度論／刑事裁判制度論（その発展史を含む概説）
- ・刑事裁判制度（各論的）

* 「軍務」と「政務」に関する原稿は存在していない

て「家権的処罰権」と「官権的処罰権」の別まで述べるのである。とくに後者、ここで彼がいう「官権的処罰権」とは、ローマの公職者が権力（imperium）に基づいて行う処分のことであり、本来的に軍事的懲戒権に由来する無制限のものであったとされる。そして、それらが共和政の末から帝政期に入る頃、一定の手続きや制約が加えられ裁判権へと移行していく、その様をまさに岡松はここで描こうとしているのである。またさらに「第三項」では、これを補強するかのごとく「強制権」（coercitio）と「刑罰権」（jurisdictio）との相違を説明する原稿を多数遺している。このように、岡松は、当該個所においてかなり分析的にローマの刑事裁判制度の発展史を跡づけようと試みたものと思われるのである。

（ハ）「ヤメ」（朱書き）について

以上、遺された原稿の特徴について、それらがとくに刑事裁判に関して詳細に述べていた点を認めたとして、最後にわれわれには最大の難問が残されている。すなわち、これらの刑事裁判関連の原稿にとりわけ多く、おそらく岡松自身の手で書き込まれたと思われる朱書きの「ヤメ」の文字が確認できるのである。もう一度【図表Ⅱ】へ戻ると、右端枠に記載された原稿の分類番号のうち、ボールド・斜体で示した番号に該当する原稿が「ヤメ」の朱書きを加えられているものである。あらためて見てみると、「ヤメ」を含む原稿の率は明らかに図表の後半へいくほど、すなわち「第三部」で大きく上がっているのがわかるだろう。それらのなかでも、とくに最後の「第三項」、「強制権及刑罰権」と題して、今やまさにローマの刑事裁判の本質を論じようとする部分については、実にそのほとんどすべてに「ヤメ」と朱書きされていることが確かめられるのである⁽⁷⁴⁾。この「ヤメ」という記号の意味は厳密には明らかでないけれども、しかし、ここから少なくとも現状の原稿に関して、岡松自身が不満足であったとは推定してよいのではなかろうか。

では、その不満の理由はいったい何なのか。それを知るために、以下にL 213⁽⁷⁵⁾として整理された原稿の一部を引用してみたいと思う。ここで岡松は、そもそも真の意味の刑事裁判とはどのようなものを述べ、冒頭で「刑事才判トハ其真正ノ意義ニ於テハ国家刑罰権（即刑事才判権）行使ノ手続ヲ云フモノト為サルヘカラス、（一）刑罰権ハ国家ノ認メタル処罰権ノ一種ナレトモ処罰権ハ未タ刑罰権ナリト云フヘカラス、刑罰ヲ課スルノ権力ニシテ始メテ刑罰権ト⁽⁷⁶⁾云フヘク、而シテ刑罰トハ他ノ処刑ト區別セラレ特ニ犯行ニ対シ成文又ハ慣習法規ニ従ヒ国家的判定（即狭義ノ才判即訴訟手続）ニ因リ課スル悪報ヲ云フ、而シテ此判定ヲ為ス手続ハ即刑事才判ナリ」（傍点筆者）として、法律その他で

(73) 「第二項」という表記は現存する原稿からは確認できなかった。しかし、「第一項」と「第三項」という記述が存在することから、「第二項」があった（あるいは予定していた）ものと推測することは可能である。ただし、その内容について補うのは困難であり、その後には廃棄したものかどうかもわからない。

(74) 「第三部」「第二款」では、該当の資料点数全13点のうち8点までに「ヤメ」とある。『目録』、552-562頁、R-93(0206-0229/0906):L148;R-94(0515-0540/0992):212;R-94(0541-0564/0992):213;R-94(0565-0581/0992):214;R-94(0582-0635/0992):215;R-94(0663-0691/0992):217;R-94(0757-0778/0992):220;R-94(0789-0794/0992):221。すなわち、当該個所に分類した原稿枚数は全体で約215枚になるが、「ヤメ」と付された原稿はそのうちの201枚ほどにわたる。そして、このほとんどすべてが最終の「第三項」に関連している。

(75) 『目録』、561頁、R-94(0541-0564/0992):L213

(76) 「/」原稿のページが変わる部分。ここでは引き続き同じ内容が書かれた一連の原稿であることがわかる。

すでに定められた一定の犯罪類型に対して、一定の定められた手続きに従って国家権力が唯一独占的に行使する暴力（ここでは「悪報」と表現されている）が、すなわち刑罰権（刑事裁判権）の行使であると定義している。このように、岡松は、正統的暴力の国家独占をメルクマールとする、極めて近代的な刑事裁判権の概念を一方で展開していることとなるだろう。しかし他方、またその同じ後段では、ローマに実際さまざまな刑事裁判類似のものが存在したとして、これを処罰権の行使と認識しているのである。そしてそのうえで、「羅法ノ認メタル処罰権ノ何タルヤハ刑罰権ノ起元ヲ知り且其他ノ処罰権トノ区別ヲ明ニスルカ為ニ重要ナルモノトス」として、処罰権と刑事裁判権（＝刑罰権）は厳密に異なるものとしながら、刑事裁判権までを含む広義のローマにおける処罰権の本質を見極めることの重要性を唱えるのである。

このように岡松は一方で、極めてドクマーティッシュな近代的裁判権（刑罰権）を念頭に置きつつ、その概念枠組みを壊さずに、ローマの刑事裁判作用⁽⁷⁷⁾についての体系的に秩序立った説明を試みているように思われる。ところが、このローマの刑事裁判については、そのあり様と本質に関する議論が、岡松によってこれらの原稿が書かれて100年以上を過ぎた今日でもなお、学者を悩ませ続けている問題なのである。思うに、ここに岡松をして当該テーマにかかる原稿の完成を遅らせた要因が含まれているのではないのだろうか。上述の引用箇所にもうかがえたとおり、岡松はこの問題の重要性を認識し、かつその解明を目標にかかげながらも、現存する原稿から推測する限り、以降の論文執筆を行わないままにこれを閉じている。それは、近代国家を前提とした概念装置では割り切ることのできないローマの刑事裁判というものに彼自身が気づき、それゆえに岡松はこれ以上このままの原稿を書き続けることをしなかったということではないだろうか。「ヤメ」とは、そうした彼の心情を表現したものではなかったろうか。

おわりに

以上、さまざまな角度から『岡松文書』として遺されたローマ法に関する岡松参太郎の原稿を考察してきた。最後にまとめて代えて、当該原稿の意義をどのようにとらえるか、私なりの見解を示しておきたいと思う。

岡松は、いずれにしてもこれらの原稿を私的な研究上のメモとしてではなく、おそらく何らかの形で将来公表すべき論考として書きはじめたものと思う⁽⁷⁸⁾。ローマ公法は、やがて船田享二が京城帝国大学において『ローマ元首政の起源と本質』を著し、本格的なモムゼン説の紹介と、それに対する初期の批判的研究を我が国に伝えるのが、ようやく昭和11年（1936年）のことであった。すなわち、現在われわれの手許にあるこの原稿類がもしも公にされていれば、それよりかなり早い段階、よしんば原稿の作成時期を1921年（岡松

(77) “作用”に関しては、柴田光蔵「ローマ元首政時代における刑事裁判作用の諸類型—1・2・3（完）」『法学論叢』第69巻1号、45-9頁；70巻1号、69-99頁；70巻2号、91-132頁（いずれも1961年）を参照。ここでは、ローマの刑事裁判の複雑なあり様を示すため“作用”という表現についても述べられている。

(78) 例えば、『無過失損害賠償責任論』の原稿等と比較しても、書き進む仕方に類似性はあるのではないか。前掲注64および本文でも述べたとおり、この時期に書かれた他の原稿類に関してはほぼすべて公表されていることから、岡松がこれらの原稿を私的なメモに留めるつもりであったという蓋然性は低いように思う。

の没年)としてみても、やはり少なくとも15年以上は早くこの領域に関する初の文献がわが国で試みられたことになる。もっとも、その内容は、先に触れたように、モムゼン説の無批判的紹介であるなど問題点は残るものの、しかし、今もってモムゼンの学説やそのテーゼが学界における重要性を失わないことを併せて考えるならば、これは当時としては非常に意義のある研究論文ともなっていたはずである。しかも、とくにローマ刑事法という分野に関していうならば、ようやく本格的な研究が始まるのはごく最近のことであり、「世界法」と同様に、岡松はここで極めて先駆的な取り組みを行っていたとの評価は可能なのではないだろうか。

そのように考えると、惜しむらくはこれらの論考が公表される機会を得なかったことに尽きる。しかし、以上の検討からすでに明らかなように、岡松はその原稿の少なくとも一部の内容に関して非常に不満であったのだろう。だが、それでもわれわれが思うのは、なぜ岡松はそれらを書き直し、あらためて出版することがなかったのかということである。これについても次の2通りの可能性を挙げておきたい。ひとつは、こうした展開を受け、岡松自身がこれ以上の原稿作成を断念し、問題そのものを放棄したというものである。あるいはまた一方で、別の可能性も十分に考えられるのではなかろうか。すなわち、岡松自身の思いもよらない事情、原稿作成の時期とも関連するが、これらの原稿は彼の死(満50歳)によって完成を見ずに終わったといえるかもしれない⁽⁷⁹⁾。しかしながら、そのいずれにせよ、明治そして大正期を通じ、学者としては民法法分野を中心に高い評価を受けてきた岡松参太郎が、その晩年に至って、研究者としての興味をさらに別の方向へも広げ、新たな取り組みを始めていた事実はこれらの原稿をとおして十分に明かされるものと思う。

ここで行った考察の結果に関しては、さらに『岡松文書』にある他の資料およびそれ以外のものとも関連させながら、より広く横断的な研究作業を行っていく必要があるものと認識している。その意味で本稿はあくまでも中間報告に位置づけられるものであり、今後、再考を繰り返しながら、岡松参太郎の姿を実証的に明らかにしていく試みとしてさらに検討を続けていきたいと考えている⁽⁸⁰⁾。

*本稿は、2009年度～2010年度科学研究費補助金：基盤研究(A)(課題番号：21243001)「帝国と植民地法制に関する実証的研究」(研究代表者 浅古弘)の助成を受けて行った研究成果の一部である。

(79) 前掲注⁽⁶²⁾でひとまず措くとした問題、すなわち岡松がこのテーマに関連して作成した原稿類が当該『岡松文書』以外に存在するか否かについては、以上の考察全体を通してやはり確定はできないものであろう。しかし、“ないもの”について推定するよりは、ここにある原稿の状況からすると、むしろ本文で挙げたいずれかの理由によって原稿の完成が阻まれたものと私自身は推測している。ちなみに、岡松は晩年において視力の衰えも相当に激しかったようで、清水、前掲論文、84頁にある『法律新聞』1591号(1919年)が伝えるエピソードによれば、「氏は近頃痛く視力を悪くしたのは研究を緩めないで門下の人は失明でもされてはと心配して」いたと伝わるほどである。

(80) 現在、遺された原稿のなかで、「L-2-c」分類の311点のうち、残りの多くを占める西洋法制史(および法学史のような内容)に関連する部分の検討を進めている。これらについては、同様に未整理・未発表であること、さらに本稿で取り上げたローマ法部分との関係性、また、「世界法」に連なる原稿の位置付けをめぐる議論の点からも興味深く、さらにこれから読み進めていきたいと考えている。

〔抄 録〕

本稿は、2008年にマイクロフィルム版として公開された「早稲田大学図書館蔵『岡松三太郎文書』」（同時に『岡松参太郎文書目録』も整備 *総資料件数8,579点，うち本稿が扱ったものは約60点）にある岡松参太郎の手書き原稿資料にもとづいて、彼の研究活動の一端を明らかにしたものである。

岡松参太郎は、その著作『無過失損害賠償責任論』（1916年）を通じてよく知られた、明治・大正期のわが国を代表する民法学者のひとりである。だが、このほど公開された上記資料によれば、岡松晩年の活動のなかには、こうした私法分野に関連したローマ法研究ばかりではなく、むしろ公法、とりわけローマの刑事裁判に関連する記述が含まれていることがわかってきた。

そこで本稿は、これらのテーマに関連する岡松未発表の原稿への検討を通じ、彼の研究活動の新たな側面を実証的に明らかにしていくこととした。また同時に『岡松参太郎文書』に遺された約1,000枚の本人未整理の原稿を分析・再構成するなかで、岡松の当該研究のもつ意味についても、広く当時のわが国におけるローマ法研究および教授の状況と照らし合わせて考察し、現段階での一定の結論を示したものである。